

山梨県公報

第二千二百七十五号

平成二十四年

十一月八日

木曜日

目次

道路の区域変更……………六四九

道路の供用開始……………六四九

公告……………六四九

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………六五〇

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定……………六五一

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(八件)……………六五三

都市計画の変更図書の縦覧……………六五三

告示

山梨県告示第四百号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十四年十一月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月八日

- 山梨県知事 横内正明
- 道路の種類 県道
 - 路線名 葦崎南アルプス中央線
 - 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
南アルプス市飯野新田字四ノ水門一三四三番の一地先から	旧	八・八〇	三三・〇
		一〇・七	

南アルプス市飯野新田字四ノ水門一三三三番の一地先まで

新

一一・一〇

三三・〇

山梨県告示第四百一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十四年十一月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月八日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	甲府精進湖線	甲府市古閑町字上孫女三二一六三番の五六地先から 甲府市古閑町字上孫女官有無番地先まで	六〇〇・四	平成二十四年十一月八日

公告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年十一月八日

山梨県知事 横内正明

- 申請のあった年月日 平成二十四年十月二十九日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 名称 特定非営利活動法人富士川学園
- 代表者の氏名 澤登 昭文

- 3 主たる事務所所在地 山梨県南巨摩郡富士川町青柳町五百三十九番地一
 - 4 定款に記載された目的
この法人は、不登校生徒、中途退学者等の青少年に対して、教育相談、学習指導に関する事業を行い、地域の教育、福祉の増進を図り、広く公益に資することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十四年十月三十日から同年十二月二十九日まで

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項、第四十六条第一項及び第五十三条第一項の規定により、次の者を指定居宅サービス事業者等として指定した。
平成二十四年十一月八日

山梨県知事 横内 正明

名称	所在地	介護保険事業所番号	サービスの種類	指定年月日
ケア信玄	山梨県甲斐市西八幡千九百三十七番地一	一九七七一〇〇五四五	介護予防訪問介護 訪問介護	平成二十四年九月二十五日
甲州茶話本舗 デイサービス ふえふき	山梨県笛吹市石和町四日市場二千二百五十七番地一	一九七七一〇〇七七四	通所介護	
デイサービス センターきぼ う昭和事業所	山梨県中巨摩郡昭和町清水新居千六百五十五番地	一九七〇八〇一一二	介護予防通所介護 通所介護	平成二十四年十月一日
ヒ口薬局上野	山梨県上野原	一九四二〇一	介護予防居宅療養管	

原店	市上野原三千六百四十八番地四	〇一四九	理指導（みなし） 居宅療養管理指導（みなし）
やさしい手甲 府南事業所	山梨県甲府市上今井町七百六十番地NK Kビル二階	一九七〇二〇 三五六八	介護予防訪問介護 訪問介護
株式会社ウエ ノ・ウエノ朝 日薬局	山梨県甲府市朝日二丁目十三番九号	一九四〇二一 三八九五	介護予防居宅療養管理指導（みなし） 居宅療養管理指導（みなし）
原口内科・腎 クリニック	山梨県甲斐市篠原二千九百七十五番地一	一九一七七一 〇六五三	介護予防居宅療養管理指導（みなし） 介護予防通所リハビリテーション（みなし） 介護予防訪問リハビリテーション（みなし） 介護予防防訪問リハビリテーション（みなし） 居宅療養管理指導（みなし） 訪問看護（みなし）
上野原市立病院	山梨県上野原市上野原三千五百四番地三	一九二二〇二 〇二二六	介護予防居宅療養管理指導（みなし） 介護予防通所リハビリテーション（みなし） 介護予防訪問リハビリテーション（みなし） 介護予防防訪問リハビリテーション（みなし）

あつとほーむ 居宅介護支援 事業所	山梨県甲府市 住吉四丁目二 十番十五号	一九七〇二〇 三五五〇	居宅介護支援	平成二十四年 十月十日
デイサービス センタークリ ーム	山梨県甲府市 徳行一丁目三 番二十二号	一九七〇二〇 三五四三	介護予防通所介護 通所介護	
おおくにいき いきプラザ指 定訪問看護ス テーションお おさと	山梨県甲府市 大里町五千三 百十五番地	一九六〇二九 〇一一二	介護予防訪問看護 訪問看護	平成二十四年 十月十五日
アースサポ ー甲府	山梨県甲府市 湯田二丁目七 番十五号	一九七〇二〇 二六一〇	介護予防訪問介護 訪問介護	平成二十四年 十月二十日

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律
第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年十一月八日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年十月一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 1 商号 正英舗装株式会社
- 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市曲輪田新田二百五十番地

- 3 代表者の氏名 飯野正夫
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一九）第五六四九号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工
事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年九月二十四日付けで四に掲げる建設業を廃
止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律
第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年十一月八日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年十月一日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号 甲信建機株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 韮崎市穴山町五千六十四番地
 - 3 破産管財人の氏名 川手一郎
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二〇）第五九三七号
 - 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大土工事業、とび・土工工事業、石工事業、
屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ほ装工事業、しゅんせつ
工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成二十四年九月二十四日付けで四に掲げる建設業を廃
止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律
第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年十一月八日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年十月九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 1 商号 南伸建設株式会社
- 2 主たる営業所の所在地 甲府市大里町三千五百四十三番地
- 3 破産管財人の氏名 深澤勲

- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二三）第四四二二号
- 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年九月二十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年十一月八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年十月十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社渡辺建設
 - 2 主たる営業所の所在地 山梨市牧丘町城古寺三百五十八番地
 - 3 代表者の氏名 渡辺泰明
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特 一九）第一〇五九号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年九月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年十一月八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年十月十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社ミヨキホーム
 - 2 主たる営業所の所在地 笛吹市御坂町金川原八百五十番地一
 - 3 代表者の氏名 地場亜紀子
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二〇）第九二九〇号

- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年十月九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年十一月八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年十月十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 共栄ハウジング
 - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市新西原二丁目十二番六号
 - 3 代表者の氏名 大森信敏
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二二）第九三七二号
- 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年十月三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年十一月八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年十月二十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 身延工業株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡身延町梅平七百三十八番地
 - 3 代表者の氏名 保坂光昭
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二二）第一一八五号
- 四 処分の内容 建築工事業及び造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十四年十月十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年十一月八日

山梨県知事 横内 正明

一 処分をした年月日 平成二十四年十月二十八日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 武藤住建

2 主たる営業所の所在地 富士吉田市小見見千九百四番地四

3 代表者の氏名 武藤徳長

三 許可番号 山梨県知事許可（般 二一）第九四一三号

四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十四年十月二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により富士川町長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成二十四年十一月八日

山梨県知事 横内 正明

一 都市計画の種類

市川三郷都市計画下水道

（富士川町公共下水道）

二 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番